

公 示 日 : 2026 年 2 月 4 日 (水)

調達管理番号 : 25a00895

国 名 : 全世界 (広域)

担 当 部 署 : 社会基盤部資源・エネルギーグループ第一チーム

調 達 件 名 : 全世界 (広域) エネルギー利用効率化プログラム策定・実施支援
アドバイザー業務

適用される契約約款 :

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務 (役務) が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付、期間等

- (1) 担当業務 : エネルギー利用効率化プログラム策定・実施支援アドバイザー
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務
- (4) 全体期間 : 2026 年 3 月中旬から 2027 年 2 月下旬
- (5) 業務人月 : 4.17
- (6) 業務日数 :

- ・ 第 1 次準備業務 5 日、現地業務 (ウズベキスタン) 7 日、整理業務 3 日

本業務においては上限 2 回 (ウズベキスタン、タイ) の渡航により業務を実施することを想定しており、第 2 次派遣 (タイ) においては具体的な調査業務日程は提案が可能です。

現地業務期間等の具体的な条件については、「5. 業務上の特記事項」を参照願います。

2. 業務の背景

2015年に採択されたパリ協定及びその後の気候変動枠組み条約締約国会議(以下「COP」という)において、世界の平均気温の上昇を1.5°Cに抑える努力を追求することが合意された。温室効果ガスの約3/4を排出しているエネルギー由来のCO2排出量の大幅削減は待ったなしの状況にある。

国際エネルギー機関(IEA)は、2050年までには世界人口が約20億人増加し、従来の政策枠組みのままではCO2排出量が継続的に増大し続けるとの予測を発表している。増加量のうち大部分は開発途上国を始めとする非OECD諸国により占められる見通しである。再生可能エネルギー(以下「再エネ」という)の導入量は急速に拡大するものの、一次エネルギーの大部分は化石燃料により賄われることから、エネルギー利用効率を改善(以下「省エネ」という)の取り組みが不可欠となる。COPでは、1.5°C目標に向けて、「自国が決定する貢献」を更に強化することとなっており、今後、ゼロエミッションシナリオを実現するために、これまで以上に再エネ省エネを推進するためのドラスティックな政策変革が必要となっている。2023年6月、「第8回省エネルギーグローバル会議」において、参加した46か国の政府により「ヴェルサイユ声明」が承認された。同声明においては、持続可能な経済成長を確保しながら世界の気候変動目標を達成

するためには、年間のエネルギー原単位改善率を現在のレベルから2倍とする可能性があり、全世界的にエネルギー効率化の行動を強化する必要がある旨が言及されている。

IEAが発表したレポート「Energy Efficiency 2025」では、2010年以降の各国によるエネルギー効率改善がなければ、現在の温室効果ガス排出量は20%高かったと分析し、省エネルギーは今後もCO2排出削減の主要な原動力の一つであり続けると明示している。また、2000年以降のエネルギー効率化措置により、現在の産業は2000年より消費エネルギーあたりの価値を20%多く生み出している旨が言及されている。

上記のとおり、省エネは経済性と温室効果対策を両立させ得る強力なツールとなり得るが、その実現のためには、エネルギー需給構造の分析や政策・規制、資金供給、民間主導での省エネ技術開発や投資・ビジネス支援等を適切に計画、実施して行く必要がある。技術・資金面で制約がある開発途上国に対しては、先進国、ドナー機関、民間を始めとする様々なプレイヤーが一体となって取り組むことが期待されている。

上記の背景により、全世界を対象とした省エネルギー促進に係る案件が多数形成、実施されていることから、これらの案件への包括的なモニタリング、助言、出口戦略の検討を行う本業務の必要性が高い。

なお、「案件概要表」は別紙のとおり。

3. 業務の内容

本業務従事者は、国内外の省エネ政策や技術及びサービス等動向把握、省エネ分野の事業実施監理、支援方針策定、研修・招へい事業の機能強化に係る各種技術的指導・助言を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 省エネ分野に係る国内外の最新動向レビュー、省エネルギー関連資料作成に対する助言¹
国内の省エネ政策や技術、サービス等の動向、IEA や UNIDO、UNDP 等の省エネ分野の統計や各種報告書、WB、ADB 等の国際機関が発行する各種レポート（例：IEA による Energy Efficiency Analysis 等）の内容について、レビューを行う。また、ICT や AI、アプリ等デジタル技術を活用した新たな省エネツールやサービス並びにそれらの効果を分析し、JICA による協力事業への取り込み可能性について検討する。また、資源・エネルギーグループが検討する省エネルギー促進の全体方針等に関して、再生可能エネルギーとの相乗効果にも留意しつつ効果的な協力の在り方について助言を行う。

- (2) 個別の協力案件に対する相談対応業務

- ① 準備・実施中の省エネ分野協力事業の効果向上のため、国別・課題別研修や技術協力プロジェクト等に関する協力計画・実施状況・効果にかかるモニタリング・分析・助言を行う。現時点で想定している案件（研修除く）は、タイ、ウズベキスタン、カザフスタン、ヨルダン、エジプト、ケニア、タンザニア、エクアドル(ガラパゴス)、カンボジア等の計9か国・地域における各種省エネルギー関連事業等である。

¹ IEA、IRENA等のエネルギー分野における各国際機関の報告書、プロジェクトをレビューし、現行案件及び将来的な省エネ案件形成に有用と思われるJICA内部向けセミナー案、ならびに電力需要負荷平準化に資する国内外最新技術の途上国への導入検討案を提案してください。

- ② 上記を実施する上で、上記①で言及ある国に対して技術的助言、遠隔での協議参加等を行う。この際、協議に先立つ相手国の現況分析（特にエネルギーバランス図や一次エネルギー換算評価に基づく重点支援内容の検証及び提案）、具体的な協議資料（相手国向け説明資料や新規プロジェクトの業務内容提案等）作成や助言等を実施する。
- ③ 上記①の国のうち、ウズベキスタンの技術協力プロジェクトにおいては、現地渡航（2026年10月中旬～下旬を想定）の上、相手国カウンターパートとの協議に参加し、技術的な助言を行う他、現地政府の省エネ施策ならびに他ドナーの支援動向を調査し、JICA本部及び現地事務所に報告を行う。
- ④ 上記①の国のうち、タイの技術協力プロジェクトにおいては、社会基盤部資源・エネルギーグループとの協議のうえ、現地渡航が必要と判断された場合、2024年以降実施の同技術協力プロジェクトの成果を踏まえ、活動終了後の同国における継続的な成果発現に関して受注コンサルタント、相手国との方針検討の協議を実施する。

（3）省エネ分野における支援方針への助言業務

資源・エネルギーグループ及び地域部、在外事務所等関係者との協議を通して、全世界における、ただし、寒冷地域やその他比較的温暖な地域等の区分や類型化した上で、省エネルギー分野の協力を効率的かつ効果的に実施する方策について継続検討する。技術協力、資金協力、民間連携事業等に捕らわれず、スキーム横断的にあらゆる可能性を検討する。

（4）課題別/国別研修、招へい事業の機能強化²

- ① 2026年度の省エネ分野課題別研修（研修名：エネルギーの高効率利用と省エネの推進／実施時期：2026年6月～7月、2026年9月～10月）の効果的な計画、実施に向けて、過去の評価結果、研修参加予定国のニーズや本邦リソース等を勘案し、研修効果が最大化するよう研修準備、研修への参加、モニタリング、評価等を行う。
- ② 研修効果を高めるため、研修員に対する指導や研修実施機関に対する助言等を行う。助言の内容は、研修員が自国のエネルギー政策枠組みや需給構造を適切に分析・理解するためのツール（研修参加国のエネルギーバランス図作成、一次エネルギー換算評価の作成等）の説明や、研修員が作成するアクションプラン取り纏めの指導（コメントの付与）等を想定している。研修実施機関から希望があった場合には、研修講師に対して各種助言を行う。
- ③ なお、本業務による研修への参加・同行日数（研修2コースの冒頭・終盤に参加とし、1回につき2泊3日、計2回の出張を想定。）についてはJICA担当職員と相談の上決定する。

² 特に①アフリカのサブサハラ地域、②中南米地域に対して、それぞれの地域のエネルギー効率化への課題、産業、運輸、民生等の中で重点的にフォーカスすべきと考えるセクターを明示したうえ、紹介が有効と思われる省エネ技術、日本国内の企業視察案を提案してください。

特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	世界の省エネルギー・再生可能エネルギー導入に係る動向、省エネルギー関連日本企業の海外参入への可能性に係る評価・分析	3. 業務の内容（1）省エネ分野に係る国内外の最新動向レビュー、省エネルギー関連資料作成に対する助言
2	省エネ課題別研修における参加各国エネルギー消費傾向の分析と効果的な施策の提案助言	3. 業務の内容（4）課題別/国別研修、招へい事業の機能強化②

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	省エネルギー分野における業務
対象国及び類似地域	全途上国
語学の種類	英語

4. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
業務進捗報告書	2026年11月10日	JICA 社会基盤部	-	日本語	電子データ
業務完了報告書	契約履行期限末日	JICA 社会基盤部	-	日本語	電子データ

5. 業務上の特記事項

（1）業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「3. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「1. 担当業務、格付、期間等」の「（6）業務日数」に記載の数値を上限とします。

② 現地での業務体制

（個別）本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

（2）参考資料

本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部資源・エネルギーグループから配付しますので、imgne@jica.go.jp宛にご連絡ください。

・全世界（広域）省エネルギー利用効率化プログラム策定・実施支援アドバイザー業務 ドラフトファイナルレポート

6. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル、見積書の提出期限日	2026年 2月18日 12時まで
2	評価結果の通知日	2026年 3月 2日まで

7. 応募条件等

(1) 参加資格のない者等：社会基盤部資源・エネルギーグループが実施している案件のうち、以下の6案件を受注し業務に従事している法人および個人。

- ① ウズベキスタン国「エネルギー管理士制度の構築とゼロ・エネルギー・ビル実証試験を通じた省エネ能力強化プロジェクト」
- ② エジプト国「エネルギー利用効率改善能力開発プロジェクト (Phase 2)」
- ③ エクアドル国「ガラパゴス諸島化石燃料ゼロに向けたロードマップ支援プロジェクト」
- ④ タイ国「ゼロエミッション及びヒートポンプによる省エネルギー推進プロジェクト」
- ⑤ カザフスタン国「省エネ技術促進・代替エネルギー計画策定プロジェクト」
- ⑥ ヨルダン国「ゼロ・エネルギー・ビル及びゼロ・エネルギー・ハウス導入促進プロジェクト」

なお、本業務において将来的に新規案件の TOR 策定に関与した案件について、その本体事業等へは応募いただけなくなります。

(2) 必要予防接種：特になし

8. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出方法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めています。

9. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

(計 100 点)

10. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（渡航国をウズベキスタン、タイと想定して、見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

(2) 一般業務費

本件業務は、以下の一般業務費を契約に含めて計上し、契約終了時に精算することとします。見積書には、以下の費目及び金額をそのまま一般業務費として計上して下さい。

・旅費・交通費（課題別研修参加 計2回）： 142 千円

(3) 便宜供与内容

ア) 空港送迎：便宜供与あり

イ) 宿舍手配：便宜供与あり

ウ) 車両借上げ：あり

エ) 通訳傭上：JICA 内で確認の上、必要が生じた場合 JICA にて傭上します。

オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供：なし

11. 特記事項

(1) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ウズベキスタン事務所、タイ事務所などにおいて十分な情報

収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。
- ⑦ 電力・エネルギー分野の海外での業務経験を有することが求められます。また、省エネに関する国内外の政策、最新技術に関する知識を有することが望ましいです。

以上

別紙. 案件概要表

案件概要表

1. 案件名

国名：全世界／広域

案件名：エネルギー利用効率化プログラム策定・実施支援業務

Support for development and implementation of energy use efficiency programs

2. 事業の背景と必要性

(1) 省エネルギー分野の国際的な動向・課題及び本業務の位置付け

2015年に採択されたパリ協定及びその後の気候変動枠組み条約締約国会議(以下「COP」という)において、世界の平均気温の上昇を1.5°Cに抑える努力を追求することが合意された。温室効果ガスの約3/4を排出しているエネルギー由来のCO2排出量の大幅削減は待ったなしの状況にある。

国際エネルギー機関(IEA)は、2050年までには世界人口が約20億人増加し、従来の政策枠組みのままではCO2排出量が継続的に増大し続けるとの予測を発表している。増加量のうち大部分は開発途上国を始めとする非OECD諸国により占められる見通しである。再生可能エネルギー(以下「再エネ」という)の導入量は急速に拡大するものの、一次エネルギーの大部分は化石燃料により賄われることから、エネルギー利用効率を改善(以下「省エネ」という)の取り組みが不可欠となる。COPでは、1.5°C目標に向けて、「自国が決定する貢献」を更に強化することとなっており、今後、ゼロエミッションシナリオを実現するために、これまで以上に再エネ省エネを推進するためのドラスティックな政策変革が必要となっている。2023年6月、「第8回省エネルギーグローバル会議」において、参加した46か国の政府により「ヴェルサイユ声明」が承認された。同声明においては、持続可能な経済成長を確保しながら世界の気候変動目標を達成するためには、年間のエネルギー原単位改善率を現在のレベルから2倍とする可能性があり、全世界的にエネルギー効率化の行動を強化する必要がある旨が言及されている。

IEAが発表したレポート「Energy Efficiency 2025」では、2010年以降の各国によるエネルギー効率改善がなければ、現在の温室効果ガス排出量は20%高かったと分析し、省エネルギーは今後もCO2排出削減の主要な原動力の一つであり続けると明示している。また、2000年以降のエネルギー効率化措置により、現在の産業は2000年より消費エネルギーあたりの価値を20%多く生み出している旨が言及されている。

上記のとおり、省エネは経済性と温室効果対策を両立させ得る強力なツールとなり得るが、その実現のためには、エネルギー需給構造の分析や政策・規制、資金供給、民間主導での省エネ技術開発や投資・ビジネス支援等を適切に計画、実施して行く必要がある。技術・資金面で制約がある開発途上国に対しては、先進国、ドナー機関、民間を始めとする様々なプレイヤーが一体となって取り組むことが期待されている。

上記の背景により、全世界を対象とした省エネルギー促進に係る案件が多数形成、実施されていることから、これらの案件への包括的なモニタリング、助言、出口戦略の検討を行う本業務の必要性が高い。

(2) エネルギーセクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

本事業は、課題別事業戦略（JICA グローバル・アジェンダ）「資源・エネルギー」の「省エネルギー促進」クラスターに該当するものであり、省エネルギー促進による温室効果ガス排出量の削減、産業用途のエネルギー利用の効率化、民間資金活用に向けた環境整備の促進に資するものである。加えて、「気候変動」の「コベネフィット型気候変動対策」クラスターにも該当する。SDGs においては、本事業はゴール 7「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」およびゴール 13「気候変動に具体的な対策を」に貢献するものである。

3. 助言対象となる個別案件の対象国

現時点で想定している助言対象案件（研修除く）は、タイ、ウズベキスタン、カザフスタン、ヨルダン、エジプト、ケニア、タンザニア、エクアドル（ガラパゴス）、カンボジア等の計 9 か国・地域における各種省エネルギー関連事業等である。このうち、JICA との協議の結果、重点的に分析が必要と判断された 2 か国程度への現地渡航を伴う予定。

4. 活動方針

本業務では、国内外の省エネ政策や技術及びサービス等動向把握、省エネ分野の事業実施監理、支援方針策定、研修・招へい事業の機能強化に係る各種助言等を行うことを目的とする。

5. 業務内容

- (1) 省エネ分野に係る国内外の最新動向レビュー、省エネルギー関連資料作成に対する助言
- (2) 個別の協力案件に対する相談対応業務
- (3) 省エネ分野における支援方針策定、助言業務
- (4) 課題別/国別研修、招へい事業の機能強化

6. 業務形態

- ・ 省エネルギーインハウスコンサルタント

7. 活動期間

2026 年 3 月～2027 年 2 月

8. 備考

特になし。

以上